

令和8年第7回奥出雲町教育委員会定例会会議録

日 時 令和8年7月15日（水）
開 会 15時00分
閉 会 16時00分
場 所 横田庁舎 3階 大会議室
出席委員 福田教育長職務代理者 松崎教育委員 小林教育委員
加藤教育委員

委員会事務局 高尾教育魅力課長、福田課長代理、中林課長代理

教育長

梅雨明けから猛暑が続いていますが、町内の小中学校からこれに関連した事故等の報告はありません。

今月から小中学校で夏休みが始まります。それに併せて8月8日（土）から8月16日（日）の9日間を学校閉庁日にする予定にしています。その期間中の小中学校への外部からの連絡等の対応については、教育委員会で行います。

10月17日13時15分から出雲市のラピタで市町村教育委員会連合会の研修が予定されています。後日、詳細な案内文が送付されてくる予定ですので、改めてご説明をさせていただきます。

○児童生徒に対する虐待への対策について

・学校における虐待対応の流れについて

奥出雲町でも少なからず報告があります。そのため、案件が発生した場合、いち早く対応するためのマニュアルを各学校に周知しています。最終的には、児童生徒の状況に応じて出雲児童相談所や雲南警察署などの専門機関に連絡をすることになりますが、教育委員会には、必ず連絡するようにマニュアルに明記しています。

ただし、他人を害する行為や自死行為など生命に危険がある重大事態については、別途、教育委員会を中心に対応することとなっています。

・奥出雲町要保護者対策地域協議会設置運営要綱について

子どもを対象に虐待や非行、不登校などの問題および支援に関する情報交換並びに連携・協力することを目的に設置されています。年に1回、児童福祉機関や教育機関などの代表者を集め、顔合わせを兼ねた情報交換・共有を行っています。虐待などの案件が発生した場合、これらの機関と連絡・情報共有を行い、短期解決に向けて協力していきたいと考えています。

参加者4名

※開会宣言 教育委員の出席者数を確認し、会議の成立を宣言

事務局	※会議録署名委員 福田委員 ○報告事項 ○奥出雲町立小・中学校におけるクマ出没マニュアルについて ※資料により説明 現在、クマやサルなどが発見された場合、発見者が農業振興課へ通報し、農業振興課から教育魅力課に連絡があり次第、関係する小中学校に対してファックスを送付するという流れになっています。しかし、学校の敷地内や校舎内など児童生徒や教職員などに直接被害が出る可能性のある状況が発生した際の対応マニュアルは、ありませんでしたので今回作成いたしました。このマニュアルは、7月8日に開催された校長会で周知すると同時に、できれば各校でどの教職員がどの役割を担うのかを具体的に定めたマニュアルを作成されると有事の際に役立つという説明をしました。 ○職員ストレスチェックについて ※資料により説明 ・実施について 奥出雲町では、昨年度から公立学校共済組合のシステムを利用し、教職員のストレスチェックを実施しています。対象者は、非常勤講師を含めた県費の職員です。今年度は、8月10日から8月23日にかけて、このシステムでのストレスチェックの実施を予定しています。 特別支援員などの町雇用の会計年度については、役場職員同様、総務課が実施しているストレスチェックを受験しています。
事務局	・昨年度の結果について 昨年度は、初年度ということもあり、準備などの関係上、11月に実施されました。奥出雲町では、対象者122名のうち111名が受験し、実施率91%という高い受験率でした。学校長などの管理職や教育委員会では、受験者ごとの詳細な結果を閲覧することはできないため、奥出雲町全体の結果になりますが、すべての項目において全国平均と比較して良好な数値が出ています。この結果は、教育委員会から各学校長に対して報告しており、業務改善などに活用するように申し伝えています。
教育長	質疑等はございますか。
小林委員	学校ごとの結果に偏りはありましたか。
事務局	ありません。基本的にすべての学校で奥出雲町全体の結果に近い数値が出ていま

	す。
事務局	時間外勤務とは異なりますが、奥出雲町の教職員の学校滞在時間は、他の市町村と比較して短いという結果が出ています。その点がストレス緩和の一助になっているのではないかと考えています。
教育長	この学校滞在時間は、毎月集計しており、その月に 45 時間を超えた教職員については、各学校の管理職に報告し、指導をお願いしています。
	○こども性暴力防止法について
事務局	※資料により説明 今年の 12 月 25 日から「こども性暴力防止法」が施行されます。この法律の施行に伴い、学校や認定こども園などで勤務する教員や保育士などの性犯罪前科の有無の確認が義務となります。盗撮などの前科があった場合、性暴力のおそれがあるとの判断の下、こどもに接する業務に就くことができなくなります。 前科の有無の確認を行うにあたり、国に対して確認者を事前に登録する必要があります。奥出雲町では、教育魅力課長である高尾を確認者として登録しています。横田高等学校については、県が、認定こども園については、仁多学園で対応することを確認しています。 ・対象者 こども家庭庁から「対象職種の判断基準となる 3 要件（支配性・継続性・閉鎖性）の解釈」という判断基準が示されており、奥出雲町では、県・町雇用にかかわらず、小中学校すべての新規採用及び在職中の教職員が対象となります。 ・今後について 現職の教職員については、国から発表されるシステムに戸籍等を登録する必要があるため、校長を通じて周知をお願いしています。登録された情報は、教育魅力課長が確認を行うこととなっています。システムへの登録開始については、県から連絡される予定になっています。 この法律の施行に伴い、奥出雲町小中学校の教職員の服務規則の改正、または新規作成が必要になります。今後、教育委員会定例会でお諮りしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
教育長	現職の教職員のシステムへの登録期間が長かったように記憶していますが、何年と示されていなかったか。
事務局	3 年間です。システムへの負荷を考え、現職の教職員の登録及び確認は、3 年かけて行う計画だと示されています。

教育長	ほかに質疑等はございますか。 実際に教職員による児童生徒に対する犯罪行為が国内において起こっているため、それを防止するために必要な措置だと考えています。
事務局	○令和 8 年度 奥出雲町家庭学習支援塾（公営塾）の実施について ※資料により説明 業務委託業者は、プロポーザル形式で選定するという事で、今年の 5 月 19 日から公募を開始し、企画提案書の提出期限を 6 月 10 日に定めたところ 2 社から応募がありました。6 月 18 日に副町長、財政課長、総務課長、文化スポーツ振興課長の 4 名で審査を行い、その結果、一般社団法人奥出雲みらい学び舎に業務委託することが決定し、委託契約を締結しました。 現在、両中学校のそれぞれの生徒に対して夏休み期間中の募集を行っています。開始は 7 月 31 日を予定しており、QR コードから申し込む形式になっています。会場については、仁多中学校は、夏休み期間中は、カルチャープラザ仁多の研修室、2 学期以降は、ランチルーム。横田中学校は、農村婦人の家を予定しています。
教育長	質疑等はございますか。
松崎委員	何年契約ですか。
事務局	1 年契約です。今年度については、来年の 3 月 31 日までの半年間という形になります。
松崎委員	来年度は、どのような形で募集を行う予定ですか。
事務局	来年度以降の募集方法は未定です。
教育長	過去には、町直営で運営をしたこともありますが、人員の確保などの問題があり、今回は、業務委託をすることになりました。 全体を通して質疑等はございますか。
加藤委員	奥出雲町要保護児童対策地域協議会設置運営要綱の代表者会議の構成員に認定子ども園の関係者が記載されていませんが、どのような扱いになっていますか。
教育長	確認いたします。
事務局	○事務連絡 横田公民館から夏休み期間中、小中学生を対象としたサマースクールのチラシが

	配布されています。横田高校生と合同で開催予定という事です。
福田委員	夏休み期間中、児童クラブの手伝いを横田高校生にお願いできると大変助かります。
小林委員	可能ではないでしょうか。横田以外の公民館でもサマースクール的な活動を予定しています。それぞれの地域の児童がそれぞれの地区の活動に参加をすれば児童クラブの負担が軽減できると考えています。
福田委員	それは大変助かります。改めてお話をさせてください。
	< 次回定例会は8月19日（水）午後 15時00分から（予定） >
	会 議 録 署 名
署名委員	福 田 充 雄
教育長	川 本 健 二